

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	愛知県
-------	-----

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	42	77.8%	36	66.7%	38	70.4%
定めていない	12	22.2%	18	33.3%	16	29.6%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	29	53.7%	23	42.6%	20	37.0%	21	38.9%
定めていない	25	46.3%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	36	66.7%	30	55.6%	23	42.6%	24	44.4%
定めていない	18	33.3%	24	44.4%	31	57.4%	30	55.6%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	35	64.8%	30	55.6%	25	46.3%	25	46.3%
定めていない	19	35.2%	24	44.4%	29	53.7%	29	53.7%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	36	66.7%	29	53.7%	25	46.3%	25	46.3%
定めていない	18	33.3%	25	46.3%	29	53.7%	29	53.7%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	35	64.8%	31	57.4%	26	48.1%	27	50.0%
定めていない	19	35.2%	23	42.6%	28	51.9%	27	50.0%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	31	57.4%	25	46.3%	22	40.7%	23	42.6%
定めていない	23	42.6%	29	53.7%	32	59.3%	31	57.4%

第3節 方面本部

1 方面本部の組織と所掌事務

(1) 方面本部会議

組	織	主な所掌事務
方面本部長	東三河総局長、県民事務所長、新城設楽振興事務所長	管内の災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、基本的事項について協議し、その実施を推進する。
方面本部副本部長	東三河総局部長、県民事務所次長、新城設楽振興事務所次長	
方面本部員	災対本部要綱第6条第2項に定める者	

(2) その他の組織と主な所掌事務

災害に関する情報の収集・伝達、県本部と方面本部間の連絡調整及び災害応急対策に関する基本的事項の実施等を円滑に行うため、組織及び所掌事務を次のとおりとする。

(ア) 方面本部に統括部及び支援部を置く。また、方面本部の業務を円滑に行うため支部を置くことができ、その組織及び主な所掌事務は方面本部に準ずる。

(イ) 統括部には総括班、情報班及び総務班を置き、支援部には支援班及び緊急物資チームを置く。なお、西三河方面本部の支援部には、豊田加茂支援班を置く。

(ウ) 各部、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。なお、部長及び各班の人員については、方面本部長が別に定める。

組	織	主な所掌事務
統括部		・総括事務、情報事務、総務事務の統括に関すること。
	総括班	・管内の災害応急対策の総括に関すること。 ・センター室の運用体制（要員運用、緊急物資チームの設置等）に関すること。 ・方面本部会議に関すること。 ・先遣・情報収集チーム、支援チーム等の派遣決定に関すること。 ・市町村からの要請（自衛隊・災害救助法・人的支援）への対応に関すること。 ・その他、他の班に属さないこと。・その他、他の班に属しないこと。
	情報班	・管内市町村の被害情報・活動情報の収集（応援要請を除く）に関すること。 ・管内の被害情報・活動情報の整理・共有及び災害情報センターへの伝達に関すること。 ・管内市町村との通信の確保に関すること。 ・気象・地震等情報の整理・共有に関すること。 ・記録の整理（活動記録、方面本部会議資料の作成）に関すること。

	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・登録要員の勤務管理に関すること。 ・職員の食料、安全衛生の確保・管理に関すること。 ・車両及び資機材の確保・管理に関すること。 ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること。 ・庁舎管理者との連絡調整に関すること。 ・その他庶務に関すること。
支	援部	・支援事務の統括に関すること。
	支援班	・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。
	緊急物資チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の調整・配分に関すること。 ・本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出に関すること。
	豊田加茂支援班	・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。

(3) 連絡員

ア 方面本部に所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため連絡員を置く。

イ 連絡員及び主な所掌事務は、次表のとおりとする。

組 織		主 な 所 掌 事 務
連 絡 員	保健所職員、農林水産事務所職員、建設事務所職員、港務所職員	上司の命を受け、各地方機関で処理する事務又は業務に係る方面本部の事務を処理する。

※ 連絡員は、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所及び県民事務所の兼務者又は各地方機関の事務に精通した課長補佐級以上の職員とする。

2 方面本部の運営

(1) 方面本部

ア 方面本部長の職務の代理の順序

方面本部長の職務の代理の順序については、あらかじめ定めておくものとする。

イ 方面本部会議の運営

(ア) 方面本部会議の開催

- a 方面本部長が必要と認めたとき開催するものとする。
- b 開催通知は、総括班が関係機関へ通知するものとする。

(イ) 方面本部会議で協議すべき事項

方面本部会議は、管内の災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、おおむね次の事項に関し協議するものとする。

- a 方面本部内機関の相互応援に関すること。
- b その他構成機関からの申し出事項に関すること。

(ウ) 方面本部会議の開催場所等

方面本部会議の開催場所については、あらかじめ定めておくものとする。

(エ) 資料の提出及び代理出席等

- a 方面本部員は、会議に出席するにあたり、その所管する事務の対策状況等の資料を

提出するものとする。

- b 方面本部員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ定めた代理者を出席させるものとする。

(オ) 方面本部会議に提出する資料

方面本部会議に提出する資料の部数、提出時期については、あらかじめ定めておくものとする。

(カ) その他

- a 方面本部長は、必要に応じて他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

- b 方面本部長は、方面本部会議の開催のほか、方面本部支部の担当区域を除いた区域の方面本部員及び方面本部長が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催するなど、災害応急対策を円滑に推進するものとする。

ウ 災害対策センター室の運営

(ア) 災害対策センター室の配置等

災害対策センター室の場所及びその配置については、あらかじめ定めておくものとし、災害の状況によっては、防災担当課の部屋を使用するものとする。

(イ) 方面本部要員の参集

方面本部要員は、災害対策センター室が開設されたときは、「センター等の要員の参集時期及び場所」(P96)の区分により直ちに災害対策センター室へ参集するものとする。

エ 統括部の運営

- (ア) 統括部各班（総括班、情報班及び総務班）は、本章第3節「1 方面本部の組織と所掌事務」「(2) その他の組織と主な所掌事務」に記載の所掌事務に掲げる業務を行う次に掲げる業務を行う。

- (イ) 統括部各班（総括班、情報班及び総務班）は、災害対策センター室が開設された場合、原則として同室で業務を行うものとする。ただし、災害の状況によっては、防災担当課及び配備中の各係員の所属において業務を行うものとする。

- (ウ) 情報班は、管内の被害情報を防災情報システムにより逐次、収集する。この際、市町村に対し、被害が発生した場合に逐次報告するよう、あらかじめ通知しておくものとする。また、防災情報システムに未入力 of 市町村がある場合、または、入力数値に誤入力があると認められる場合は、該当市町村に確認するものとする。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、逐次及び定時（3時間ごと）に確認するものとする。

オ 支援部の運営

- (ア) 支援部各班・チーム（支援班、緊急物資チーム、豊田加茂支援班）は、本章第3節「1 方面本部の組織と所掌事務」「(2) その他の組織と主な所掌事務」に記載の所掌事務に掲げる業務を行う。

(イ) 支援班の運営

- a 支援班に先遣・情報収集チーム及び支援チームを設置する。なお、災害対応の拡充期においては、必要に応じて市町村支援チームを設置する。

- b 各チームは、次の場合に派遣する。

(a) 先遣・情報収集チーム

第二非常配備準備強化体制、第二非常配備警戒体制、又は第三非常配備体制において、方面本部長が必要と認めるとき。

(b) 支援チーム

市町村長から災害対策基本法第68条に基づく応援要求がなされたとき

c 支援班は、方面本部長が、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの派遣決定をした際には、同チームの運用を行う。

d 先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームは、方面本部長が指定した場所において、次に掲げる業務を行うものとする。

(a) 先遣・情報収集チーム

- ・市町村災害対策本部の活動状況等の確認業務
- ・市町村災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完

(b) 支援チーム及び市町村支援チーム

- ・市町村が実施する災害応急活動の支援業務
(市町村職員が実施する専門分野以外の業務への支援)

c 支援班の派遣に関することその他必要な事項は別に定める。

(資料9「災害時における市町村への職員派遣に関する要綱」参照)

d 方面本部長の判断により、市町村に先遣・情報収集チームを派遣する事ができる。

e 災害対応の拡充期において、市町村の様々な支援ニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合した市町村支援チームを設置し、一体的・弾力的に運用する。

(ウ) 緊急物資チームの運営

緊急物資チームは、第3非常配備が発令された場合又は、方面本部長が開設決定をした際には、方面本部長が指定した場所で業務を行うものとする。

(2) 方面本部支部

ア 方面本部支部の運営

方面本部支部に配置される統括部及び支援部の運営については、(1) 方面本部「エ統括部の運営」及び「オ支援部の運営」を準用する。

イ その他

方面本部支部長は、支部管内の方面本部員及び支部長が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催するなど、災害応急対策を円滑に推進するものとする。

(3) 連絡員の任務

ア 連絡員は、各地方機関において災害応急活動の情報収集に務めることとし、方面本部長の判断により方面本部に就くこととする。

イ 連絡員は、災害に関する各地方機関の所掌事務を処理するほか、次の業務に当たるものとする。

(ア) 方面本部において、応急対策について協議すること。

(イ) 各地方機関の活動状況を把握し、方面本部又は他の地方機関との連絡調整を行うこと。

(4) 他の機関の受入れ

自衛隊の災害派遣要請等の円滑化及び災害応急対策の実施の推進を図るため、必要に応じ自衛隊及び防災関係機関と連絡し、自衛隊の連絡幹部等の派遣及び防災関係機関の職員

を災害対策センター室に受け入れるものとする。

方面本部の組織

	構 成 組 織
尾張方面本部	尾張県民事務所、自治研修所、 名古屋東部県税事務所、名古屋東部県税事務所[中川駐在室]、名古屋東部県税事務所[小牧駐在室]、 名古屋北部県税事務所、名古屋西部県税事務所、名古屋南部県税事務所、 名古屋南部県税事務所[高辻間税課]、東尾張県税事務所、西尾張県税事務所
	瀬戸保健所、瀬戸保健所[豊明保健分室]、春日井保健所、春日井保健所[小牧保健分室]、 江南保健所、清須保健所、清須保健所[稲沢保健分室]、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センター、 春日井児童相談センター、女性相談センター、総合看護専門学校、愛知学園、 医療療育総合センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、 食品衛生検査所[衛生研究所食品監視・検査センター]、動物愛護センター[尾張支所]
	愛知芸術文化センター、愛知芸術文化センター[愛知県図書館]、陶磁美術館、あいち朝日遺跡ミュージアム
	消防学校
	環境調査センター
	名古屋高等技術専門校、名古屋高等技術専門校[造園科]、名古屋高等技術専門校窯業校、あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター瀬戸窯業試験場]、 あいち産業科学技術総合センター[食品工業技術センター]、あいち産業科学技術総合センター[尾張繊維技術センター]
	尾張農林水産事務所、尾張農林水産事務所[稲沢駐在室]、尾張農林水産事務所[一宮支所]、 農業総合試験場、西部家畜保健衛生所[尾張支所]、県有林事務所、県有林事務所[印所事業所]、 あいち海上の森センター
	尾張建設事務所、尾張建設事務所[尾張流域下水道出張所]、一宮建設事務所
	愛知用水水道事務所[尾張旭出張所]愛知用水水道事務所[高蔵寺浄水場]、 愛知用水水道事務所[尾張東部浄水場]、尾張水道事務所、尾張水道事務所[犬山浄水場]、 尾張水道事務所[尾張西部浄水場]、水質試験所
	がんセンター、精神医療センター
尾張教育事務所、総合教育センター	
旭丘、瑞陵、明和、惟信、松蔭、昭和、名古屋西、熱田、中村、千種、南陽、守山、鳴海、天白、名古屋南、城北つばさ、旭陵、名古屋工科、愛知総合工科、愛知商業、中川商業、緑丘、一宮、木曾川、一宮西、一宮北、尾西、一宮南、一宮興道、一宮起工科、一宮工科、一宮商業、瀬戸、瀬戸西、瀬戸工科、瀬戸北総合、春日井、春日井西、春日井東、高蔵寺、春日井南、春日井工科、春日井商業、犬山、犬山南、尾北、江南、古知野、小牧、小牧南、小牧工科、稲沢東、稲沢、杏和、旭野、岩倉総合、豊明、日進、日進西、新川、西春、長久手、東郷、丹羽、名古屋盲、名古屋聾、千種聾、一宮聾、名古屋特別支援、港特別支援、一宮特別支援、一宮東特別支援、瀬戸つばさ特別支援、春日台特別支援、春日井高等特別支援、小牧特別支援、いなざわ特別支援	
海部方面本部	西尾張県税事務所[海部徴収課]
	埋蔵文化財調査センター
	津島保健所、海部福祉相談センター
	海部農林水産事務所、海部農林水産事務所[日光川排水機場駐在]、水産試験場[内水面漁業研究所 弥富指導所駐在]
	海部建設事務所
	海部教育事務所
津島、津島北、津島東、愛西工科、佐屋、海翔、五条、美和、佐織特別支援	
知多方面本部	知多県税事務所
	半田保健所、半田保健所[美浜駐在]、知多保健所、知多福祉相談センター、 動物愛護センター[知多支所]
	あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター常滑窯業試験場]
	知多農林水産事務所、西部家畜保健衛生所、水産試験場[漁業生産研究所]
	知多建設事務所
	衣浦港務所
	愛知用水水道事務所、愛知用水水道事務所[上野浄水場]、愛知用水水道事務所[知多浄水場]
	あいち小児保健医療総合センター
	知多教育事務所
半田、半田東、半田工科、半田農業、半田商業、常滑、横須賀、東海南、東海樟風、大府、大府東、桃陵、知多翔洋、阿久比、東浦、内海、武豊、半田特別支援、ひいらぎ特別支援、大府特別支援、大府もちのき特別支援、大府もちのき特別支援[桃花校舎]	

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	和歌山県
-------	------

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	22	73.3%	17	56.7%	19	63.3%
定めていない	8	26.7%	13	43.3%	11	36.7%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	53.3%	15	50.0%	11	36.7%	13	43.3%
定めていない	14	46.7%	15	50.0%	19	63.3%	17	56.7%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	20	66.7%	18	60.0%	13	43.3%	16	53.3%
定めていない	10	33.3%	12	40.0%	17	56.7%	14	46.7%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	20	66.7%	18	60.0%	13	43.3%	16	53.3%
定めていない	10	33.3%	12	40.0%	17	56.7%	14	46.7%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	20	66.7%	18	60.0%	13	43.3%	16	53.3%
定めていない	10	33.3%	12	40.0%	17	56.7%	14	46.7%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	20	66.7%	18	60.0%	13	43.3%	16	53.3%
定めていない	10	33.3%	12	40.0%	17	56.7%	14	46.7%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	53.3%	15	50.0%	11	36.7%	13	43.3%
定めていない	14	46.7%	15	50.0%	19	63.3%	17	56.7%

和歌山県における被災市町村への受援体制について

◆緊急機動支援隊

○機能

県災対本部が災害応急対策を実行する上で必要となる「被害状況や避難所状況等の情報を収集」とともに、「県災対本部と市町村災害対策本部（以下「市町村災対本部」という。）との間での連絡調整」を支援し、さらには「市町村が行うべき災害応急対策を支援」する。

○背景

平成23年に発生した紀伊半島大水害では、本県内においても甚大な被害が発生した。被災した市町村では、職員自身が被災するなどにより行政機能が著しく低下した上に、膨大な量の災害対応業務により、当該市町村だけでは十分な災害応急対策が行えない状況に陥った。

その教訓から、県では、平成25年度に災害時緊急機動支援隊（以下「支援隊」という。）を創設し、任命時にあらかじめ派遣先の市町村を割り当てることにより、迅速に市町村を支援できる体制を整備。

○構成

- (1) 本庁と一部出先機関の職員720名で構成する。 ※派遣先市町村を特定
- (2) 720名の内訳は
 - 1コ班10名 × 18班(18の派遣先) × 原則4週間派遣(1コ班は1週間派遣)
- (3) 1コ班は連絡調整担当5名と情報収集担当5名で構成する。
 - ・連絡調整担当は、市町村災対本部内において、県との連絡調整や市町村災対本部内の支援業務を行う。
 - ・情報収集担当は、各避難所を巡回し、地域の被害状況や避難所の運営状況、物資ニーズ等の情報収集を行う。
 - ※両担当ともに、市町村のニーズにより、上記以外の業務を様々な場所で行う可能性があるため、柔軟に対応する。
- (4) 1コ班にはリーダーと副リーダーを置く。

○任命等の標準的ルーティン

- 3月末 人事異動
- 4月～ 各課に割当の照会
- 5月末 任命
- 6月～ 研修(情報伝達用タブレット、防災情報システム研修)

(参考)

- ◆令和5年6月梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害対応（職員派遣状況）
 - ・別添「台風第2号 県職員体制・職員派遣状況」資料のとおり
- ◆令和5年6月梅雨前線による大雨及び台風第2号を踏まえた受援体制の検証
 - ・別添「台風第2号 被災市町村の情報収集(検証)」のとおり
 - 被災直後の情報収集(リエゾン)を最寄振興局職員に依頼する方向
 - ※市町村に振興局職員(リエゾン)を派遣し、WEB会議を常時接続

台風第2号 県職員体制・職員派遣状況

●県職員体制

- 「職員の防災体制措置要領」に基づき、最上位の体制である「配備体制2号」を発令し、最大731名の職員が災害対応に従事。

※水防配備態勢第3号の発令に伴う体制発令

●県職員・他府県職員の市町村派遣

- 市町村支援のため、延べ268名の職員を派遣
- 福祉保健部、海草振興局職員を中心に、海南市・紀の川市の住家被害認定を支援
- 県土整備部及び農林水産部(振興局含む)を中心に、県内市町村の公共土木施設や農地等の被害調査を支援
- 有田振興局職員を中心に、有田市の災害現場対応を支援
- 海南市、橋本市においては、他府県職員の支援を受入

●県職員 市町村派遣 延べ人数(7月4日時点) (人・日)

派遣市町村	リエゾン	現場対応※1	事務作業※2	被害調査(土木)	被害調査(農地)	住家認定	健康調査	災対本部会議	合計
海南市	2			10	5	50	10		77
有田市		28	5		7				40
紀の川市		13		16	4	9		15	57
紀美野町				38	8				46
かつらぎ町				8					8
高野町				9					9
湯浅町					6				6
広川町				10	4				14
由良町	5			5		1			11
合計	7	41	5	96	34	60	10	15	268

※1 現場対応:土壌運搬、瓦礫受入、消毒作業など

※2 事務作業:助成金窓口・電話対応にかかる支援

●他府県職員からの支援受入状況

支援を受けた市	支援した市	支援内容
海南市 1府3県6市	福島県相馬市 滋賀県東近江市 大阪府高槻市 大阪府和泉市 大阪府泉佐野市 岡山県倉敷市	・パッカー車の提供 ・ゴミ分別の人員派遣
橋本市 1府5県7市	大阪府河内長野市 奈良県五條市 岡山県倉敷市 愛媛県四国中央市 高知県香南市	物的支援 (土嚢袋、ブルーシートなど)
	三重県亀山市 岡山県玉野市	農地災害調査の人員派遣
計 1府7県13市		

台風第2号 被災市町村の情報収集(検証)

●主な課題

被害状況等の積極的な情報収集

- 被害が大きい程、県に対する市町村からの被害状況報告が滞る傾向

●要因・理由

- 被災市町村の職員が住民対応に手一杯となり、マンパワー不足が発生

●今後の方向・対応状況等

○県職員のリエゾン（情報連絡員）派遣の制度化

- ・県が積極的に情報収集を行うため、被災市町村へ県職員をリエゾン派遣する仕組みを構築

※8月の台風第7号接近時に、一部振興局でリエゾンを派遣

- ・さらに令和6年度から派遣職員の対応力を高める研修等を定期的実施

○市町村の受入体制の整備推進

- ・リエゾンと市町村との連携が効果的に行われるよう、市町村の受入体制を整備

※既に市町村及び各振興局とキックオフの意見交換を実施済み（本年9月）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	徳島県
-------	-----

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	20	83.3%	13	54.2%	17	70.8%
定めていない	4	16.7%	11	45.8%	7	29.2%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	13	54.2%	9	37.5%	9	37.5%	7	29.2%
定めていない	11	45.8%	15	62.5%	15	62.5%	17	70.8%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	58.3%	11	45.8%	11	45.8%	8	33.3%
定めていない	10	41.7%	13	54.2%	13	54.2%	16	66.7%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	58.3%	10	41.7%	11	45.8%	8	33.3%
定めていない	10	41.7%	14	58.3%	13	54.2%	16	66.7%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	58.3%	12	50.0%	11	45.8%	9	37.5%
定めていない	10	41.7%	12	50.0%	13	54.2%	15	62.5%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	15	62.5%	11	45.8%	11	45.8%	9	37.5%
定めていない	9	37.5%	13	54.2%	13	54.2%	15	62.5%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	11	45.8%	9	37.5%	9	37.5%	6	25.0%
定めていない	13	54.2%	15	62.5%	15	62.5%	18	75.0%

■ 徳島県地域防災計画

共通対策編 第2章 第9節 広域応援・受援体制の整備

第1 方針

県及び市町村は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

■ 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

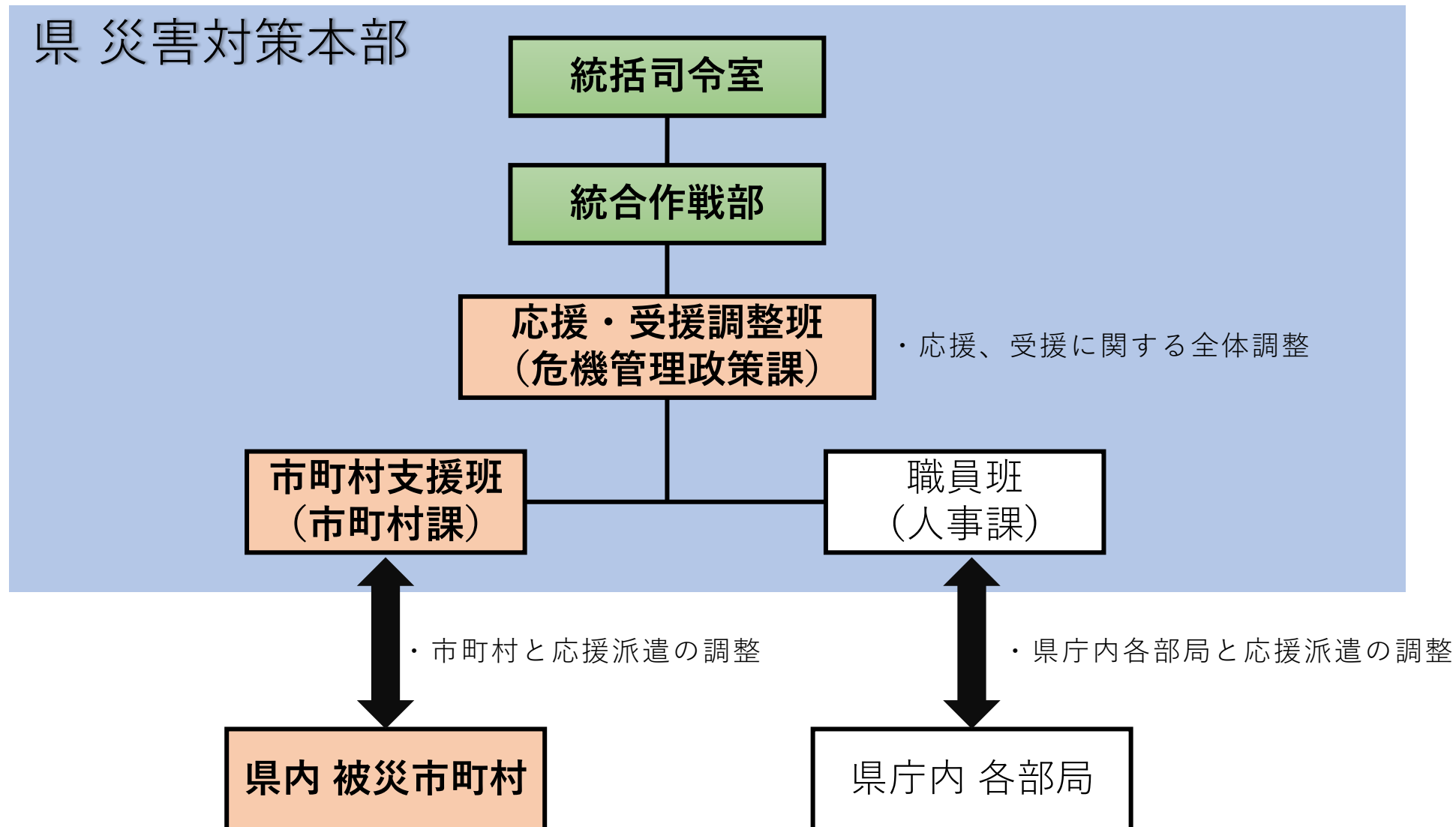
災害対策基本法 第67条 第1項及び 第68条 第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合に、徳島県及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定める。

■ 徳島県広域応援に係る主な協定

- ・ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ・ 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
- ・ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- ・ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

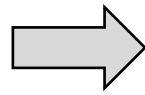
■ 徳島県災害対策本部運営規定への位置づけ

- ・ 県災害対策本部内に、「応援・受援調整班」を設置



初動期

県・市町村の
連携強化

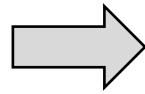


市町村派遣チーム
(リエゾン派遣)

毎年度当初、県職員を対象に、派遣者の選定、研修を実施

応急
対策期

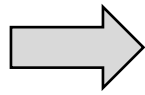
災害対応全般
受援対応



徳島県災害マネジメント
総括支援員制度 ※1

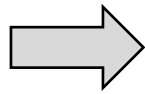
毎年度、
県及び市町村職員を対象に
研修を実施
※1 研修終了者は名簿登録

住家被害認定
罹災証明書



住家被害認定
調査員研修

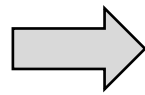
避難所運営



避難所運営訓練 ※2

※2 避難所運営に携わる
自主防災会、関係者等
も含め幅広い人材を育成

被災者支援



徳島県災害ケースマネジメント
総括支援員

- ・ R5.3月に「徳島県災害ケースマネジメント手引書」を作成
- ・ 地域の被災者支援の担い手を対象に研修を実施

災害ケースマネジメント：被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携をしながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組

徳島県災害マネジメント総括支援員制度 (H31.3月策定)

目的

- ・ 研修等により、災害マネジメントを行える人材確保や体制の構築。
- ・ 被災市町村に対し、県及び市町村から応援職員を派遣する。

役割

- ・ 被災市町村の長への助言
- ・ 被災市町村の幹部職員との調整
- ・ 応援職員のニーズ等の把握
- ・ 関係機関との連携

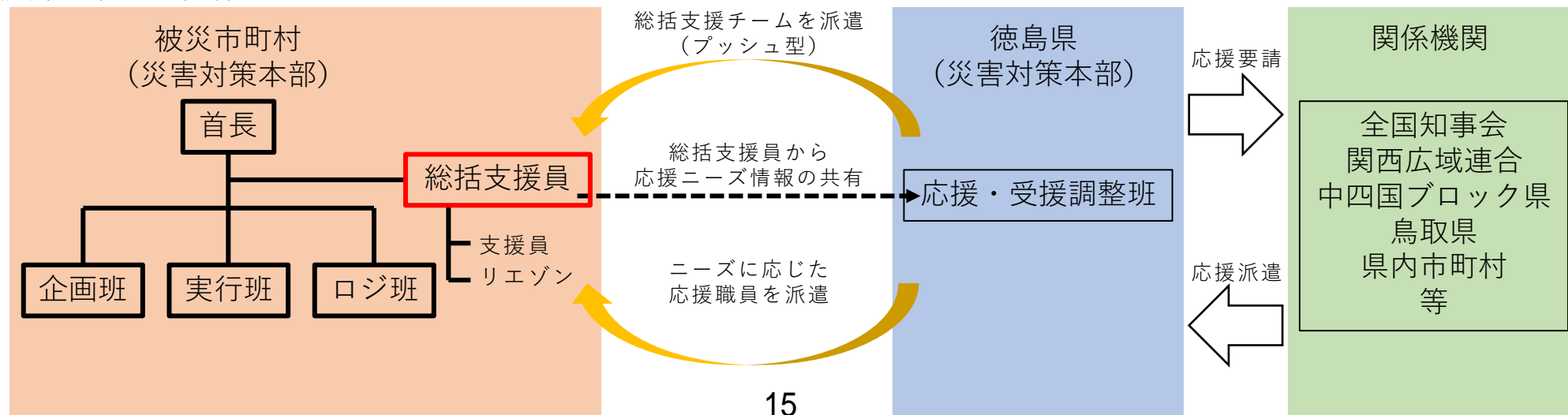
登録者数(R5.3.31時点)

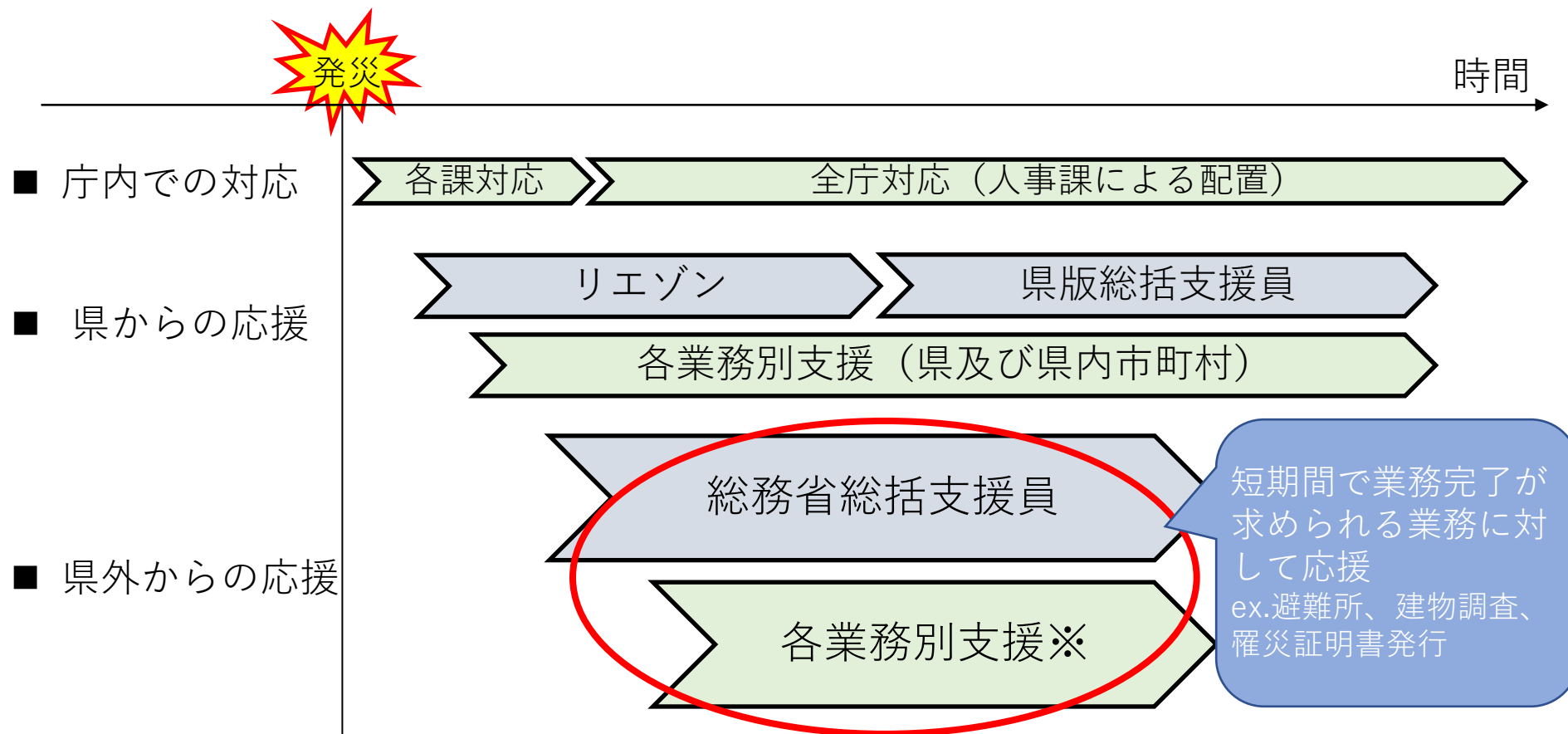
- ・ 総括支援員：100名 (課長補佐以上)
- ・ 支援員：356名 (職階不問)

派遣体制

- ・ 県内24市町村へ1チーム(5名)を1週間交代で1か月派遣を想定

被災市町村との関係





※各省庁の応援スキーム、応援協定、応援側からの申し出 等の活用

登録者数 (R5.06.01時点)

- ・ 総括支援員：23名
- ・ 支援員：30名

派遣実績

- ・ 愛媛県宇和島市 (H30.7月)
総括支援員5名
(7月9日～8月14日)

- ・ 栃木県佐野市 (R1.10月)
総括支援員4名
支援員11名
(10月14日～11月13日)

災害発生日	災害名	派遣先の市区町村・都道府県	主な業務内容	派遣人数	派遣開始年月日	派遣終了年月日	派遣の枠組み ①総務省の「応急対策職員派遣制度」 ②中長期派遣などその他の総務省の制度 ③全国知事会の枠組み ④地方知事会の枠組み ⑤指定都市市長会の枠組み ⑥個別の災害時応援協定 ⑦姉妹都市や友好都市等 ⑧関西広域連合の枠組み ⑨その他、不明
H28.4	熊本地震	熊本県	避難所運営支援	179	4月16日	7月1日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	医療支援 (県医療救護班) ※DMAT等除く ※民間病院等職員含む	122	4月27日	6月29日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	応急危険度判定, 宅地危険度判定 (県建築士会含む)	55	4月16日	5月23日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	住家被害認定	11	5月2日	7月12日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	連絡要員等	6	4月16日	6月29日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	応急仮設住宅整備・機械職	1	4月28日	5月2日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	学校教育再開支援	27	4月29日	6月1日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	熊本県	農業土木	8	5月8日	6月30日	⑧関西広域連合の枠組み
H28.4	熊本地震	南阿蘇村	避難所運営支援	10	4月22日	4月26日	⑨その他、不明
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	避難所運営支援	9	10月29日	11月3日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	医療支援 (保健師)	4	10月23日	10月29日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	応急危険度判定, 宅地危険度判定	25	10月22日	10月30日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	住家被害認定調査	53	10月23日	2月8日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	倉吉市, 湯梨浜町	住家被害認定調査	23	10月25日	2月8日	⑩市町村同士の協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	連絡要員等	12	10月21日	11月3日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	文化財建造物の被害状況調査 (他団体職員を含む。県職員は2名)	9	11月12日	11月20日	⑥個別の災害時応援協定
H28.10	鳥取中部地震	倉吉市	応急給水	2	10月22日	10月24日	⑩市町村同士の協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	物資運搬	3	10月22日	10月22日	⑩市町村同士の協定
H28.10	鳥取中部地震	鳥取県	罹災証明受付業務等支援	5	10月25日	10月27日	⑩市町村同士の協定
H30.6	大阪北部地震	大阪府	情報連絡員	8	6月18日	6月26日	⑨プッシュ支援
H30.6	大阪北部地震	大阪府	被災建築物応急危険度判定士 ※県建築士会を含む	8	6月20日	6月27日	⑨プッシュ支援
H30.6	大阪北部地震	大阪府	住家被害認定調査	8	6月25日	7月7日	⑨プッシュ支援
H30.7	平成30年7月豪雨	愛媛県	情報連絡員	18	7月8日	8月19日	⑧関西広域連合の枠組み
H30.7	平成30年7月豪雨	高知県	情報連絡員	2	7月9日	7月12日	⑧関西広域連合の枠組み
H30.7	平成30年7月豪雨	宇和島市	災害マネジメント総括支援員	5	7月9日	8月14日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
H30.7	平成30年7月豪雨	宇和島市	総括支援員のサポート	25	7月9日	8月14日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
H30.7	平成30年7月豪雨	宇和島市	情報連絡員	12	8月13日	8月31日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
H30.7	平成30年7月豪雨	宇和島市	避難所運営支援	85	7月13日	8月27日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
H30.7	平成30年7月豪雨	宇和島市	税・料減免申請受付	21	8月19日	9月11日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
R1.10	令和元年東日本台風	栃木県	情報連絡員	9	10月15日	11月14日	⑧関西広域連合の枠組み
R1.10	令和元年東日本台風	佐野市	災害マネジメント総括支援員	4	10月14日	11月13日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
R1.10	令和元年東日本台風	佐野市	災害マネジメント支援員	11	10月14日	11月13日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」
R1.10	令和元年東日本台風	佐野市	住家被害認定調査	50	10月14日	11月13日	①総務省の「応急対策職員派遣制度」

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	香川県
-------	-----

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	13	76.5%	8	47.1%	9	52.9%
定めていない	4	23.5%	9	52.9%	8	47.1%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	6	35.3%	6	35.3%	6	35.3%	5	29.4%
定めていない	11	64.7%	11	64.7%	11	64.7%	12	70.6%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	5	29.4%	6	35.3%	6	35.3%	5	29.4%
定めていない	12	70.6%	11	64.7%	11	64.7%	12	70.6%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	4	23.5%	5	29.4%	5	29.4%	5	29.4%
定めていない	13	76.5%	12	70.6%	12	70.6%	12	70.6%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	5	29.4%	6	35.3%	6	35.3%	5	29.4%
定めていない	12	70.6%	11	64.7%	11	64.7%	12	70.6%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	5	29.4%	6	35.3%	7	41.2%	5	29.4%
定めていない	12	70.6%	11	64.7%	10	58.8%	12	70.6%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	4	23.5%	4	23.5%	5	29.4%	5	29.4%
定めていない	13	76.5%	13	76.5%	12	70.6%	12	70.6%

「県内における地域GADM等の役割をもつ支援体制」の概要や課題等

20230816香川県危機管理課

○災害時市町連絡員（リエゾン）制度

1 目的

県の災害対策本部から、大規模災害が発生している市町の災害対策本部等に、情報連絡員（リエゾン）を派遣し、被害状況等の収集、支援ニーズ把握、県からの情報提供等を行い、特に災害発生直後の市町における災害応急業務を間接的に支援するもの。

2 派遣要員

毎年度当初に各部局から推薦された職員34名（17市町×2名）を派遣要員として指定し、活動に必要な研修等を実施するほか、県災害対策本部運営訓練の際には、訓練シナリオの一環で実際に市町への派遣し、派遣先市町において活動を行っている。

3 主な業務

- ・派遣先市町における被害及び対応状況等に係る情報収集
- ・市町の支援ニーズ把握と支援調整
- ・県災害対策本部等からの情報提供
- ・市町災害対策本部業務の活動支援

4 課題

- ・危機管理担当部局の職員ではないため、市町での活動時に災害マネジメントの助言等まで求めることは難しい。

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	愛媛県
-------	-----

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	14	70.0%	19	95.0%
定めていない	1	5.0%	6	30.0%	1	5.0%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	6	30.0%	7	35.0%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	13	65.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	7	35.0%	7	35.0%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	6	30.0%	7	35.0%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	6	30.0%	7	35.0%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	6	30.0%	7	35.0%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	95.0%	19	95.0%	14	70.0%	13	65.0%
定めていない	1	5.0%	1	5.0%	6	30.0%	7	35.0%

平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書(抜粋)

2 県災害対策本部の対応と課題等

(2) 県災害対策本部の初動応急対応の状況

⑥ 国、市町、防災関係機関等との連携及び他県等からの人的支援の状況

□ 改善が必要な点

◎ 応援・受援体制の構築

- 事前の受援計画の策定と受援体制の整備の必要性を強く感じた。受援体制においては、2名以上が情報共有しつつ専任的に対応できる体制が必要である。【西予市】
- 受援については、早期から受け入れることが重要であり、備えとして、受援体制づくりは必要である。【宇和島市】

◎ 応援職員派遣に係る被災市町の受援体制の整備

- 他県・他市からの応援職員にも迅速に引き継げるよう手順書のマニュアル化が必要。【松山市】
- 発災初期の体制が整わない中での応援職員派遣については、受入市町で十分に活用できない場面もあった。【県災害対策本部統括司令部】

□ 改善の方向性

今回の災害対応で効果を上げた県内市町のカウンターパート方式の更なる発展や防災関係機関の役割等についての理解促進など、市町や防災関係機関との更なる連携強化に向けて以下の方向性により改善を進めることとする。

○ 大規模災害時の応援・受援体制等の検討

発災直後、初動対応など災害対応時期ごとの被災市町に対する県の支援のあり方の検討を行うとともに、国等からの応援職員の受入などを一括で行う、専属の担当班を設置し応援・受入体制の強化を図る。また、市町における受援体制等の検討を支援する。

○ 受援計画の策定及びマニュアルの整備と実践的な研修の実施

応援職員のスムーズな受入を行うため、市町において受援計画の策定を推進するほか、システム運用に関するマニュアルを整備するとともに、住家被害認定調査の調査基準の統一的な取扱いを図るための研修についても、具体的かつ実践的な内容にするなど、大規模災害に備え円滑な初動対応ができる体制を構築する。

エ 物資の調達・搬送

□ 改善が必要な点

◎ 市町の受入体制の整備

- 市町の受援計画の策定が進んでいなかった。【県災害対策本部統括司令部】
- 市の集配センターができるまでは支援物資の受入れが混乱した。各方面からプッシュ型の支援があったものの、配給先の決定にも手間取り、うまく活用できなかった支援物資(段ボールベッド、簡易トイレ等)もあった。【宇和島市】

□ 改善の方向性

被災支援の迅速性や効率性などを大きく左右する県の物資集積拠点の見直しや、今回の災害対応を踏まえた救援物資供給マニュアルの改正、被災市町の支援のあり方などの意見があったことを踏まえ、以下に示す方向性により改善を進める。

○ 市町のニーズの把握及び市町の受入体制(受援計画)の策定支援

- 発災時、混乱する市町のニーズを把握するため、県派遣リエゾンによる情報把握を行うとともに、市町が応援物資を速やかに受け入れるための受入体制・受援計画の策定に対する支援に取り組む。

市町の「受援計画策定」に係る支援状況

【平成30年度】

○受援体制の構築に関する研修会の開催（12月12日）

[内容]

- ・愛媛県の受援体制構築等の状況について
- ・有識者による講演
講師：徳島大学環境防災研究センター 教授 中野 晋
内容：国のガイドラインの概要、受援体制構築に最低限必要な内容の「文書化」について
- ・市町職員による講演
講師：宇和島市・西予市の職員
内容：西日本豪雨災害の課題
- ・受援ガイドラインの概要
- ・応援・受援体制構築の手順

【令和元年度】（6月補正予算）

○市町受援計画策定研修・検討会の開催（3回）、計画モデルの提示

※市町受援計画の策定検討WGを兼ねる

- ・開催 第1回：1月23日、第2回：2月20日、第3回：3月19日
（第3回はテレビ会議システム）
- ・講師 紅谷昇平（兵庫県立大学防災教育研究センター 准教授）
- ・内容 受援計画モデルを用いた応援・受援体制構築の手順
グループワーク 等
- ・運営 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱に委託
（市町受援計画モデルの作成も併せて委託）

愛媛県受援計画モデルについて（概要）R元年度委託事業成果物（三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱）

1. 本モデル策定の背景と本モデルの位置づけ

県内市町では受援体制の構築の検討が十分に進んでいない団体が多く、受援体制の構築が県内で急務となっていることから、本計画モデルについては市町が必要な受援体制を構築し、受援計画を作成する際に抑えておくべき項目を整理したものと作成した。

2. 本モデルの特徴

特徴①：項目の絞り込みと関連書式の提供によりすぐに使えるモデル

受援体制の構築が県内で急務となっていることから、人的応援及び物的応援それぞれの受援についてその対象業務を絞り込んだ上で、過去の災害経緯や他都市事例等を参考としながら、最低限構築しておくべき内容に絞り込んだ。

また、穴埋め形式とすることで、可能な限り容易に策定できる内容とするとともに、記入のポイントや関連する様式等についても提供し、作成後すぐに受援計画として活用できる体裁とした。

特徴②：愛媛県の既存の応援・受援体制を踏まえた体制整備

愛媛県では被災市町にリエゾン派遣を行うほか、カウンターパート方式による県内市町の相互応援態勢を構築している。本モデルではこれらの既存の取組を踏まえた、受援体制・フローを構築した。

特徴③：受援業務・応援要請シートの作成

受援を想定する業務（受援対象業務）については、実際の応援要請時に活用できるよう、あらかじめ受援対象業務の詳細や受援体制等を整理した「受援業務・応援要請シート」を作成することとした。さらに、当該シートについて多くの自治体で受援対象業務になると思われる業務の、記載例についても貼付し、各市町が容易にかつ迅速に策定できるよう配慮した。

3. 本モデルの構成

(1) 本モデルの対象とする支援

本計画で対象とする人的応援は、災害対策本部を通して支援を受ける自治体職員や民間事業者、ボランティア等とし、自衛隊や緊急消防援助隊、TEC-FORCE、D.waste-Net、DMATなど各省庁や関係団体から直接派遣される人的応援については、別途個別に整理する。

また、本計画で対象とする物的応援は、物資の調達とともに、物資集積場所の開設・運営や物資輸送等も対象とする。なお、個人からの義援物資については受け付けを想定しない。

(2) 本モデルの構成

1. 本計画の目的と位置づけ

一計画の目的や位置づけ、本計画の対象とする支援の他、費用負担の考え方等について整理

2. 受援体制

一災害対策本部内に設置する「受援班」の定義や、班長の体制・役割、人的受援担当と物的受援担当の体制と役割について整理
一また、受援班と調整を行う各部における受援窓口と役割について整理

3. 人的応援の受入れの流れ

一人的応援の受入れの基本的な枠組みやフロー、応援要請先等について整理
一他団体等からの人的応援を受け入れる受援対象業務について整理

4. 物的応援の受入れの流れ

一物的応援の全体像や受入れのフロー、地域内輸送拠点や応援要請先等について整理

5. 受入スペースの確保

一応援職員の集合場所や控え室等について整理

6. 様式

一受援業務・応援要請シートやその他様式について整理

県内市町における受援計画の策定状況

R5.9.1 現在

市町名	受援計画の策定状況			人的支援と物的支援を合わせた受援計画の策定状況等	備考 (改訂予定など)
	策定済み	策定予定	時期(年月)		
松山市	○		<u>R2.1</u>	合わせて策定	
今治市	○		<u>R2.12</u>	合わせて策定	
宇和島市	○		<u>R3.3</u>	合わせて策定	
八幡浜市	○		<u>R3.5</u>	合わせて策定	
新居浜市	○		<u>R3.5</u>	合わせて策定	
西条市	○		<u>R4.8</u>	合わせて策定	
大洲市	○		<u>R2.4</u>	合わせて策定	
伊予市	○		<u>R3.6</u>	合わせて策定	
四国中央市	○		<u>R3.7</u>	合わせて策定	
西予市	○		(人的)R2.4 (物的)R3.3	別々に策定	物的支援はマニュアルとして策定
東温市	○		<u>R3.3</u>	合わせて策定	
上島町	○		<u>R2.10</u>	合わせて策定	
久万高原町	○		<u>R3.3</u>	合わせて策定	
松前町		○	<u>R5.3</u>	合わせて策定	現在担当課案を作成しているところであり、今後庁内に照会を行っていく予定
砥部町	○		<u>R3.3</u>	合わせて策定	
内子町	○		<u>R3.3</u>	合わせて策定	
伊方町	○		<u>R5.3</u>	合わせて策定	
松野町	○		<u>R4.9</u>	合わせて策定	
鬼北町	○		<u>R2.7</u>	合わせて策定	
愛南町	○		<u>R2.6</u>	合わせて策定	
合計	19	1			

愛媛県リエゾン活動マニュアル（抜粋）【令和2年3月策定】

(1) リエゾンと被災市町支援班の構成等

①リエゾン（愛媛県災害時情報収集職員）

地方局・支局職員	本庁管理職
年度当初に、あらかじめ指名 ※1班（2名）の内、1名は管理職	災害の状況に応じて適宜指名 ※「主幹級」職員を基本
【役割】	
災害発生時の初動時及び応急復旧期において、被災市町の庁舎内に出向いて駐在し、派遣先市町災害対策本部と県災害対策本部の間で被害状況、支援要請等に関する連絡調整の窓口となる。	

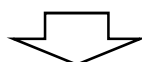
②被災市町支援班

災害の状況に応じて適宜指名 ○班長・・・「局長級」職員を基本 ○班員・・・「主幹級」職員を基本
【役割】
被災市町からの支援要請を確認・分析し、県災害対策本部内各対策部との連絡調整や支援の手配を行うなど、被災市町との一元的な窓口となる。 また、交通インフラの被災により市町庁舎との円滑な行き来が困難な場合など、状況によって災害対応分野の専門職を構成員とするチームを派遣し、現地において、市町の各業務のマネジメント補佐を行う。

【参考】愛媛県平成30年7月豪雨災害対応検証報告書「抜粋」

(改善が必要と感じたこと)

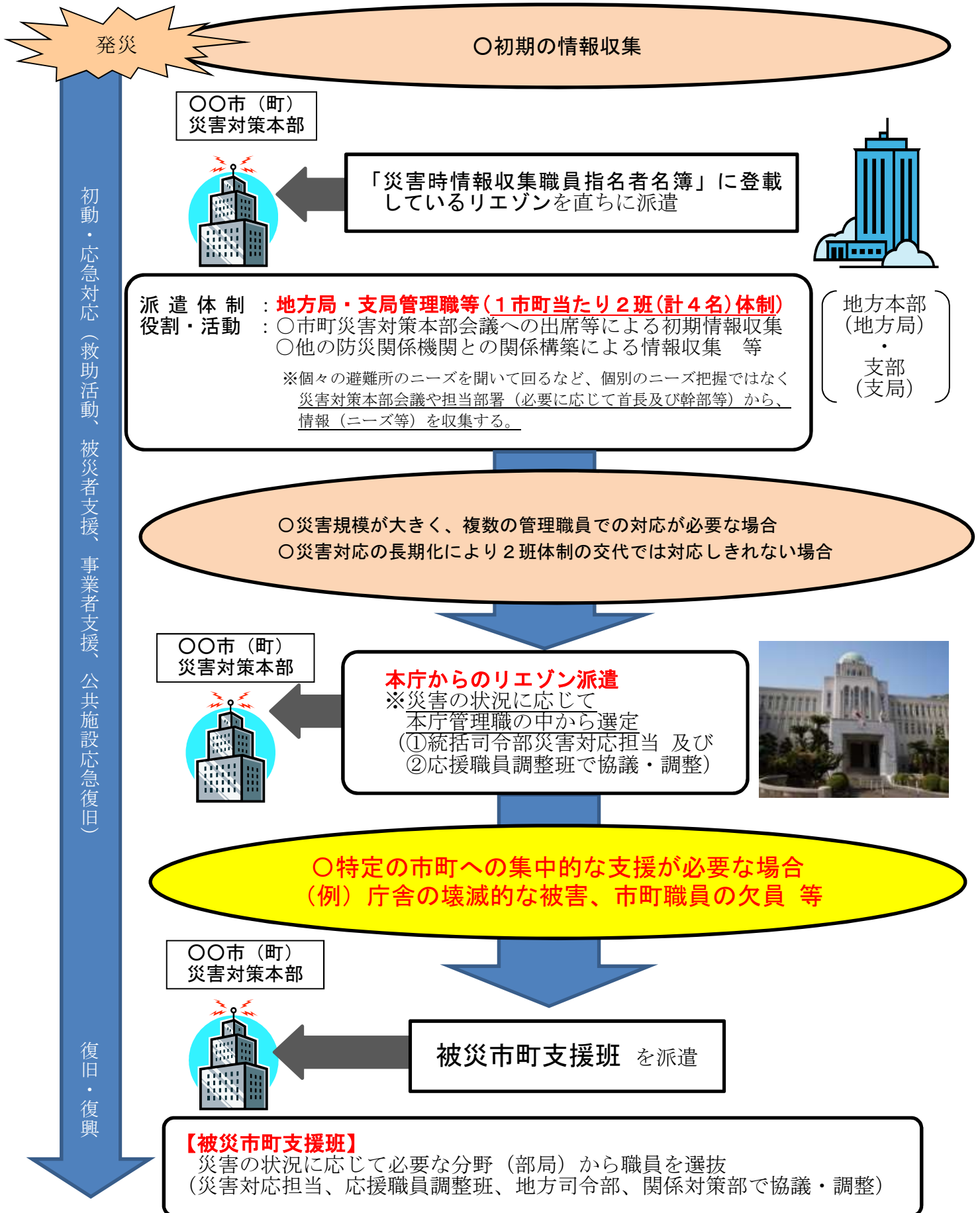
- 市町へのリエゾン派遣に関しては、具体的な行動や任務に関するマニュアルが未整備となっており、当初、支援が停滞した。
- 当初、県から派遣されたリエゾンは若手職員で、何をすべきなのか十分理解されていない方がいた。その後、管理職員が派遣され、こちらのニーズを拾い上げていただくようになり改善された。



(改善の方向性)

- 経験と判断力を有する管理職の派遣、役割を明確にしたマニュアルの整備、通信手段の確保を行うとともに、リエゾンに関する職員の理解を深める研修を実施する。

(2) リエゾンと被災市町支援班の派遣フローについて



カウンターパートのこれまでの取組み



グループの設定と連携強化

◎平成30年7月豪雨災害発生！ 迅速な職員応援体制が必要に！

◎平時からのカウンターパート関係の構築
(平成31年2月19日県・市町連携推進本部会議決定)

1 カウンターパートグループの設定

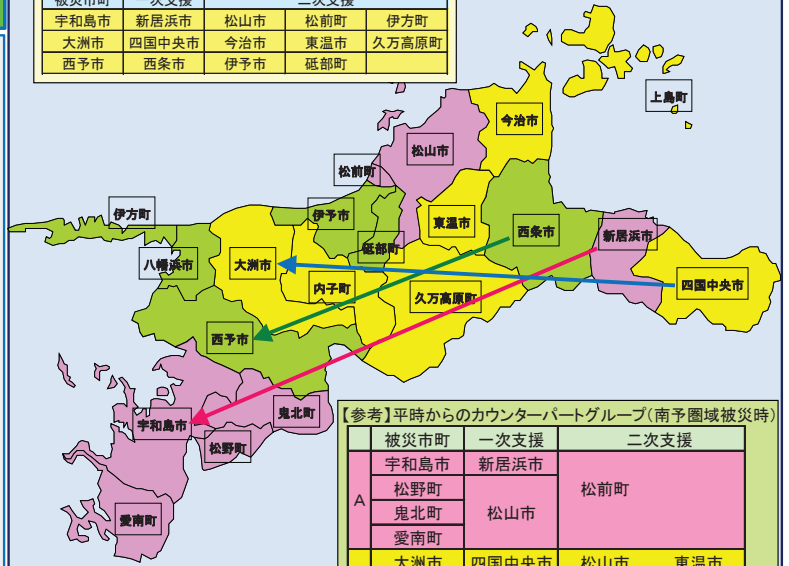
- A : 松山市、宇和島市、新居浜市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町
- B : 今治市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、(松山市)
- C : 八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、砥部町、伊方町、(松山市)

2 グループ市町間の連携強化

- ・防災訓練、地域イベントへの相互参加
- ・受援計画策定における連携、防災マップの共有 等

【参考】平成30年7月豪雨の際のカウンターパートスキーム

被災市町	一次支援	二次支援
宇和島市	新居浜市	松山市 松前町 伊方町
大洲市	四国中央市	今治市 東温市 久万高原町
西予市	西条市	伊予市 砥部町



【参考】平時からのカウンターパートグループ(南予圏域被災時)

被災市町	一次支援	二次支援
宇和島市	新居浜市	松前町
松野町	松山市	
鬼北町		
愛南町		
大洲市	四国中央市	松山市 東温市
内子町	今治市	久万高原町 上島町
西予市	西条市	砥部町
伊方町	松山市	

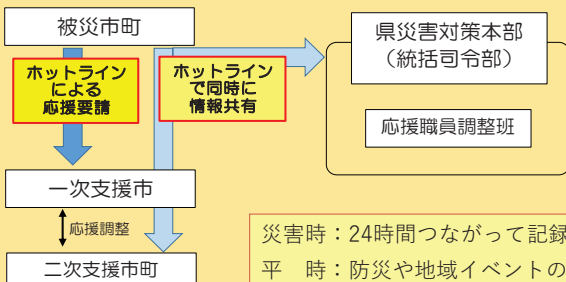
「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」を締結(平成28年2月17日)し、運用マニュアルを整備

チーム愛媛 市町職員災害対応ホットライン



ホットラインの開設

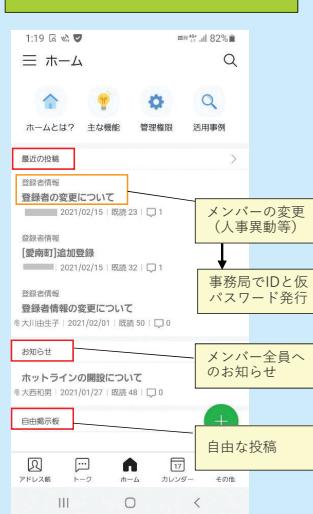
- 目的 災害時の連絡体制の強化・迅速な支援
- 概要 LINE WORKSでホットラインを開設
- メンバー 副市町長、防災・人事担当部課長、県総務部長、防災安全統括部長 等
- 特徴 関係者が同時に情報共有



災害時：24時間つながって記録も残る
平時：防災や地域イベントの情報発信

スマホの画面

ホーム(メンバー全員)



トーク(グループ等)



令和3年2月19日 県・市町連携推進本部会議で報告
(現時点のアカウント数97)

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	宮崎県
-------	-----

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	23	88.5%	13	50.0%	21	80.8%
定めていない	3	11.5%	13	50.0%	5	19.2%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	53.8%	8	30.8%	10	38.5%	10	38.5%
定めていない	12	46.2%	18	69.2%	16	61.5%	16	61.5%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	17	65.4%	12	46.2%	11	42.3%	13	50.0%
定めていない	9	34.6%	14	53.8%	15	57.7%	13	50.0%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	18	69.2%	13	50.0%	11	42.3%	12	46.2%
定めていない	8	30.8%	13	50.0%	15	57.7%	14	53.8%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	61.5%	11	42.3%	11	42.3%	12	46.2%
定めていない	10	38.5%	15	57.7%	15	57.7%	14	53.8%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	61.5%	12	46.2%	12	46.2%	13	50.0%
定めていない	10	38.5%	14	53.8%	14	53.8%	13	50.0%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	53.8%	11	42.3%	12	46.2%	11	42.3%
定めていない	12	46.2%	15	57.7%	14	53.8%	15	57.7%

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	宮崎県
-------	-----

沿岸10市町抜粋

1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	100.0%	8	80.0%	10	100.0%
定めていない	0	0.0%	2	20.0%	0	0.0%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	7	70.0%	6	60.0%	6	60.0%	7	70.0%
定めていない	3	30.0%	4	40.0%	4	40.0%	3	30.0%

②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	9	90.0%	8	80.0%	8	80.0%	8	80.0%
定めていない	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%

宮崎県の情報連絡員（リエゾン）派遣の基準

1 県災害対策本部長又は県災害警戒本部長（以下「本部長」という。）が、次のいずれかの条件を満たす事象が発生し、派遣が必要と認めた場合

(1) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(2) 市町村で災害が発生又は発生のおそれが高まったとき

(3) その他本部長が必要と認めた場合。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長又は県災害対策本部地方支部長若しくは災害警戒本部地方支部長が派遣を要請した場合。

宮崎県の情報連絡員が行う業務

○情報連絡員は、県の災害支援を円滑に行うため、派遣先の市町村において **被害状況や要望事項を積極的に収集し、速やかに、県災害対策本部又は県災害警戒本部に報告**する。

- ①人的被害、住家屋被害、市町村庁舎の被害状況
- ②避難所情報（避難世帯、避難者数）
- ③市町村の避難勧告・避難指示の発令状況
- ④市町村における行政機能の確保状況（震度6弱の市町村）
- ⑤県に対する支援要請につながる情報
- ⑥市町村災害対策本部会議の内容
- ⑦本部長（又は地方支部長）から指示された情報（特定の情報）
- ⑧その他連絡員が報告する必要があると判断した情報

- ※①から③までは、防災情報共有システムでの報告が行われている場合は不要
- ※④は、チェックリストにより市町村から県に報告が行われている場合は不要
- ※⑥のうちオフレコの発言等については、報告する際にその旨を明記し、市町村の承認が無いまま県において外部に公表されることがないようにする。
- ※⑧は、ホワイトボードや地図等に記載された情報などを想定。

○また、**県からの情報を市町村に提供**する役割を担う。

①派遣体制

県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、情報連絡員の派遣を決定した際に、原則2名体制（地方支部1名及び危機管理局又は危機管理局経験者1名）

②派遣期間

原則1日。概ね派遣先市町村の災害対策本部等の活動状況に準じた勤務とする。なお、夜間を通した勤務が想定される時は、適宜休憩をとりながら勤務する。

③交代及び引継

新たな情報連絡員が勤務に着任する際に、情報連絡員同士で引継ぎを行う。

	品名	数量
1	宮崎県ベスト	2
2	ヘルメット	2
3	救急セット	2
4	携帯トイレ	2
5	寝袋	2
6	LEDライト	2
7	手回しラジオ	1
8	携帯充電用USBアダプタ	1
外	折り畳みベッド	2

1市町村当たり次のセットを管轄市町村分配備



情報連絡員（リエゾン）の受入に係る県からの依頼

○情報連絡員（リエゾン）の役割へのご理解

市町村におかれては、基礎自治体として住民と直接に接しており、災害時は業務多寡となることは認識しているところです。

一方で、災害対策基本法第53条第1項では、「市町村は、災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告しなければならない」とされており、県においても、同条第2項で、「当該災害の状況及びこれに対して執られた措置を内閣総理大臣報告しなければならない」とされており、情報の速やかな取得や整理は、お互いに組織として、また、それぞれの立場で必要な災害対応となっております。

県として、被災市町村の情報収集等が困難な場合におきましては、当該市町村の手を煩わすことなく、情報の収集分析に努めることが必要である、ということをご理解いただき、情報連絡員（リエゾン）を、まずは、快く受け入れていただきますようお願いいたします。

なお、市町村の災害対応業務の支援は、別の仕組みになり、情報連絡員の業務に含まれておりませんので、その点も御理解ください。

⑤作業スペースの提供

情報連絡員は、2名1組で活動します。国土交通省や自衛隊等の連絡員が派遣されている場合もあると思いますが、可能な範囲で相互の連携、情報の共有を行う必要がありますので、机と椅子を準備いただきますようお願いいたします。

⑥定時報告（風水害時）

県は、情報をつとめ、定時（11時（10時現在）、16時（15時現在）、22時（21時現在））にプレスリリースを行います。その際に、確認があることについて御理解をお願いします。